

第2章 各分野において講じた施策

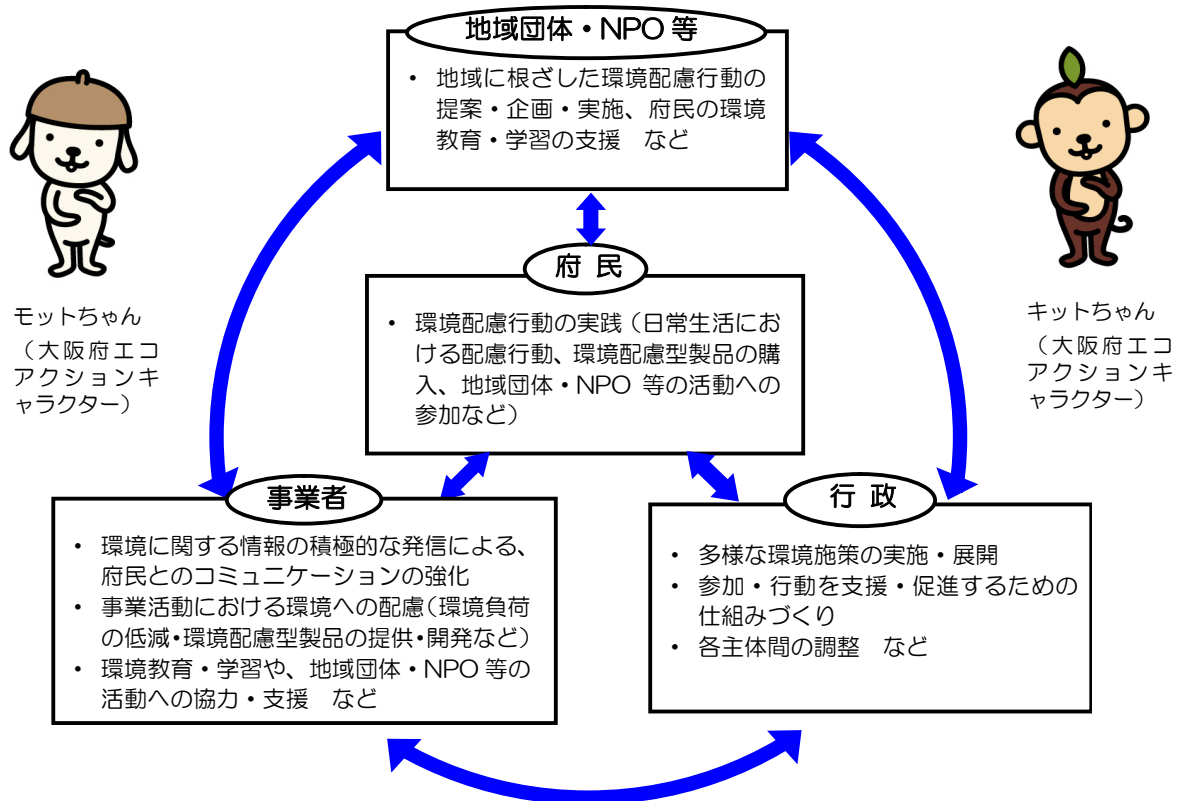
I 府民の参加・行動

～ あらゆる主体の参加・行動を促す大阪府の施策の方向～

かけがえのない地球を守り、
私たちの生命を育んでいる健全で恵み豊かな環境を
保全しながら将来に引き継ぐためには、
社会を構成するあらゆる主体の参加と行動が必要です。

《あらゆる主体が参加・行動する社会のイメージ》

- ・ 府民、地域団体・NPO、事業者、行政等の各主体が積極的に参加し、自ら行動する社会
- ・ 各主体が相互に連携して行動することにより、相乗的な効果が発揮されている社会



●施策の方向

あらゆる主体が日常的に環境配慮行動に取り組む社会の実現を目指し、環境問題への気付きと環境配慮行動の拡大に向けた取組みを進めます。

- 効果的な情報発信
- 環境教育・学習の推進
- 行動を支援する仕組みの充実

2012 年度の主な施策・事業と実績

[]内の数字は 2012 年度の決算額

効果的な情報発信

■環境情報プラザの管理運営事業

[1,062 千円]

(目的)

環境情報の提供、環境学習の機会や場の提供等を通じて、府民、事業者、環境 NPO、行政等各主体の自主的な環境保全・環境活動をサポートすること。

(内容)

環境情報プラザにおいて環境関連図書・パネル・チラシ等の環境情報や教材等の提供、活動の場として研修室・実験室等の提供を行うなど、府域における環境活動の拠点施設として管理運営しました。

さらに、環境パートナーシップネットワーク「かけはし」において、交流会やセミナーの開催などを通じて、環境 NPO、自治体、団体等による環境活動の交流を図りました。



子ども環境デー

〈2012 年度の実績〉

- ・プラザ利用者：14,257 人／年
- ・環境 NPO 等とセミナー開催：2 回

【みどり・都市環境室 06-6210-9549】

(実施：環境農林水産総合研究所)

環境教育・学習の推進

■ローカルアジェンダ 21 推進事業

[2,743 千円]

(目的)

府民団体、事業者団体、行政等の協働により、豊かな環境の保全と創造に関する活動を積極的に推進するため、「豊かな環境づくり大阪行動計画」を策定し、「行動計画」に位置づけられた「実践活動」等を推進すること。

(内容)

大阪府環境基本条例による体制整備の一環として設置した「豊かな環境づくり大阪府民会議」の運営と、府民会議における議論を踏まえ、府域におけるローカルアジェンダ 21 である「豊かな環境づくり大阪行動計画」を策定し、「実践活動」「行動の支援と奨励」等に関する事業を実施しました。



豊かな環境づくり大阪府民会議総会の様子

〈2012 年度の実績〉

- ・府民会議の開催：企画委員会 2 回、総会 2 回
 - 2012 年度の共通テーマ、重点行動、実施事業等を審議し、構成団体の実践活動の具体的指針となる「行動計画」を策定。
 - 特に 2012 年度は節電の取組みを重点的に実践することとしました。
- ・2012 年度版「行動計画」の作成・配布（300 部）

【みどり・都市環境室 06-6210-9549】

行動を支援する仕組みの充実

■笑働OSAKAの推進

[ー 千円]

(目的)

府民・企業・行政等、多様な主体の強みを活かした連携・協働による笑顔あふれる大阪を実現すること。

(内容)

笑顔と感謝をキーワードに、産公学民で協働のシンボル『笑働OSAKA』を展開しました。

さらに、だれもが参加でき、参加した効果を見える化できる府民参加型の環境行動として、笑働リサイクルプロジェクト※)を展開するなど、府民ひとり一人に対し、笑顔づくりのための行動を促しました。

※) 笑働リサイクルプロジェクト：企業や個人から提供いただいた古紙のリサイクルで製作したトイレトペーパーの売上の一部が地域に還元される地域支援も兼ねた新たな企業協働



笑働 OSAKA ロゴマーク

〈2012 年度の実績〉

・アドプト活動 約 590 団体、約 59,000 人

【事業管理室 06-6944-9269】

■アドプト・リバー・プログラム

[1,460 千円]

(目的)

府内管理河川の一定区間において、地域の団体等と地元市町村、河川管理者である府が協力しあいながら、継続的に清掃や緑化等の活動を実施することで、地域に愛され、人や自然にやさしい河川づくり、美化による地域環境の改善、不法投棄の防止等を目指すこと。

(内容)

河川の一定区間を、地域の団体、地元市町村及び河川管理者である府の三者が協力して、地域に愛され人や自然にやさしい河川づくり、美化による地域環境の改善、不法投棄の防止を目指して、継続的に清掃や緑化などの活動を実施しました。2001 年 7 月から実施し、2012 年 12 月現在で 167 の団体を認定しました。



清掃活動の風景

〈2012 年度の実績〉

4 万人を超える方が地域活動に参加

【河川室 06-6944-9304】

Ⅱ－１ 低炭素・省エネルギー社会の構築

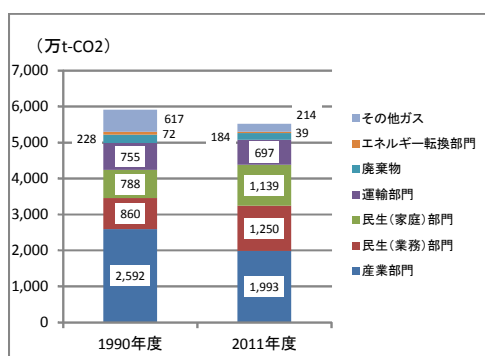
《２０２０年度の目標》

国の取組みと連動し、1990 年度比で 25%の温室効果ガス排出量を削減する。

- ・ 府域で保有される自動車のうちエコカーの割合を 50%に増やす。
- ・ 府域の太陽光発電の導入による CO₂ 削減量を 2009 年度比で 30 倍以上に増やす。

《目標に対する現状》

■府内における 2011 年度の温室効果ガス排出量は 5,516 万トンであり、1990（平成 2）年度と比べ約 6.7%減少となっています。



注）排出量は、関西電力の電力排出係数を用いて算定。

算定方法が変更されたため、1990 年度の値がこれまでと異なる。

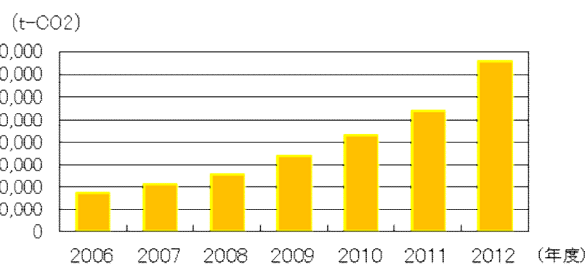
大阪府域における温室効果ガス排出量の推移

■大阪府内の 2011 年度のエコカー

（注）保有台数は約 42 万台（約 12%）であり、2010 年度と比べ約 11 万台（約 3%）増加しました。

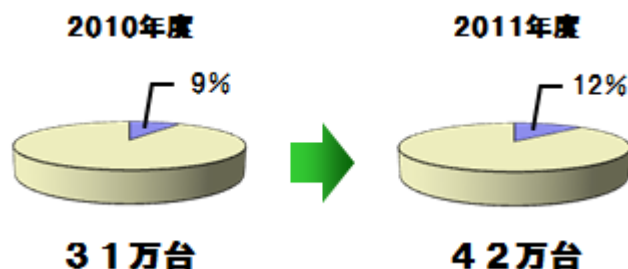
エコカーとは、ハイブリッド自動車、プラグインハイブリッド自動車、電気自動車、天然ガス自動車、クリーンディーゼル乗用車、水素エンジン自動車、燃料電池自動車に加えて超低燃費車（2010年度燃費基準＋25%達成車または2015年度燃費基準達成車）です。

■府内の 2012 年度の太陽光発電の導入による CO₂ 削減量は約 7.6 万トンです。



※ 2020 年度目標：約 100 万トン

太陽光発電の導入によるCO₂削減量



エコカーの普及台数

● 施策の方向

あらゆる要素に「低炭素」の観点を組み入れて、低炭素化に向けた効果的な取組みを促進し、低炭素・省エネルギー社会の構築を目指します。

- 産業・業務、住宅・建築物、運輸・交通の低炭素化に向けた取組みの推進
- 再生可能エネルギー等の普及
- 森林整備による CO₂ 吸収の促進

2012年度の主な施策・事業と実績

[]内の数字は2012年度の決算額

産業・業務、住宅・建築物、運輸・交通の低炭素化に向けた取組みの推進

■「大阪府温暖化の防止等に関する条例」に基づく排出抑制対策の推進

[1,197 千円]

(目的)

現在及び将来の府民の健康で豊かな生活の確保に資するため、エネルギーを多く使用する事業者（特定事業者）の温室効果ガスや人工排熱の排出抑制を行うこと。

(内容)

「大阪府温暖化の防止等に関する条例」に基づき、エネルギーを多く使用する事業者（特定事業者）に対し、温室効果ガスや人工排熱の排出抑制についての対策計画書及び実績報告書の届出を義務付け、必要な指導・助言を行うとともに、他の模範となる特に優れた取組みを行った事業者を「おおさかストップ温暖化賞」として表彰しました。

また、一層の温暖化対策を図るため、対象とする特定事業者の見直しを行い、事業者への周知を徹底するとともに、より効果的な届出管理に取り組みました。

〈2012 年度の実績〉

- ・届出事業者数の約 8 割を占める 2009（平成 21）年度から 2011（平成 23）年度までを計画期間とする事業者については、2011（平成 23）年度の温室効果ガス排出量の合計は基準年度である 2008（平成 20）年度から 3.3%削減（年平均 1 %削減）。



「おおさかストップ温暖化賞」表彰

【みどり・都市環境室 06-6210-9553】

■省エネ・省CO₂相談窓口の設置・運営

[12,591 千円]

(目的)

府内の中小事業者の省エネルギーの取組支援を通じて温暖化対策を推進すること。

(内容)

中小事業者が安心して気軽に相談できる省エネ・省CO₂相談窓口を設置し、省エネ対策に広く精通した専門家を配置して、省エネ・省CO₂の取組みを支援しました。

2011 年度に実施した「まるごと運用改善支援事業」により策定した「運用改善マニュアル」も活用しながら、専門家による運用改善等の提案や業態に応じたアドバイスが受けられる窓口体制を整備しました。

また、省CO₂技術の情報発信（ホームページによる改善事例の紹介やセミナーの開催）や業界団体と連携した普及・啓発（会報誌への投稿や会合での講演等）により、省エネ・省CO₂の取組みの普及促進を図りました。

〈2012 年度の実績〉

2012 年 4 月に相談窓口を開設し、724 件の相談・支援等（セミナー又は講演における情報提供を含む）を行いました。

- ・省エネ相談件数：62 件
- ・省エネ診断件数：36 件
- ・セミナー：開催 2 回、参加者 300 名
- ・講演依頼：10 回、参加者 326 名



省エネ診断の様子

【みどり・都市環境室 06-6210-9553】

（実施：環境農林水産総合研究所）

■建築物環境配慮制度の推進

[1,147千円]

(目的)

地球温暖化及びヒートアイランド現象の防止等に関し、建築主等の責務を明らかにするとともに、建築物の環境配慮等について必要な事項を定めることにより、良好な都市環境の形成を図り、もって現在及び将来の府民の健康で豊かな生活の確保に資すること。

(内容)

CO₂削減・省エネに配慮した建築物が市場で高く評価されるような取組みを推進しました。これまで進めてきた大阪府建築物環境配慮制度の届出対象範囲の拡大に加え、CO₂削減、省エネ等に重点を置いた評価の届出及びその評価結果をラベル表示する制度の周知・促進など、制度の推進を図りました。

〈2012年度の実績〉

大阪府建築物の環境配慮制度及び同制度の届出の評価結果をラベル表示する制度の説明会等を6回実施しました。



大阪府建築物環境性能表示

【建築指導室 06-6210-9725】

■エコカー普及促進事業

[ー 千円]

(目的)

大阪エコカー協働普及サポートネットに参加する民間企業、関係団体、国の出先機関、地方公共団体が、官民協働でエコカーの導入や充電インフラの整備、啓発活動等に取り組むことにより、2020年度までに大阪府の自動車の2台に1台(約180万台)をエコカーにすることを目標にエコカー普及を促進し、温室効果ガス及び自動車排出ガスを削減すること。

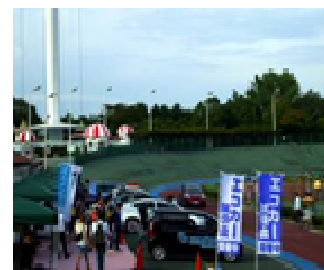
(内容)

「エコカーのあふれるまち大阪」の実現に向け、「大阪エコカー協働普及サポートネット」において、電気自動車等多様なエコカーの導入や充電インフラの整備、啓発活動などを実施し、エコカーの普及促進を図りました。

〈2012年度の実績〉

- ・エコカー展示会・試乗会 11回
- ・ホームページ・メールマガジンによる情報発信

【参考】府内におけるエコカー保有台数 42万1千台(2011年度)



関西サイクルスポーツセンターでのエコカー試乗会

【環境管理室 06-6210-9586】

■道路照明灯のLED化

[38,250千円]

(目的)

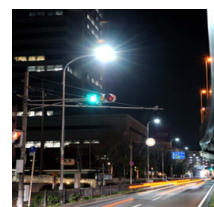
既存の道路照明灯(水銀灯、ナトリウム灯)に比べ消費電力が小さく寿命が長い特性があるLED道路照明灯について、早期に節電効果を発現させるため、リース方式による府管理道路照明灯のLED化を進めること。

(内容)

省エネ性能に優れるLED道路照明の普及を積極的に推進するため、府独自の「大阪府LED道路照明技術評価制度」により、一定水準以上の製品を認定し、リース方式によるLED照明への更新により、府管理道路照明全灯の早期のLED化を推進しました。

〈2012年度の実績〉

約15,000灯のLED化を実施



LED道路照明

【交通道路室 06-6944-9291】

■府庁の地球温暖化対策への取り組み

[60 千円]

(目的)

府庁の事務事業に伴い発生する温室効果ガス排出削減やエネルギー使用量削減に取り組むこと。

(内容)

説明会を開催し、府庁の温室効果ガス排出量削減に向けた取り組みの周知を行いました。

夏・冬の電力使用抑制に取り組み、温室効果ガス排出量抑制に努めました。また、年間を通じ着実に節電を実行するため「大阪府庁節電実行方針」を策定しました。

さらに、取り組みの着実な実施のため、府独自の環境マネジメントシステムを運用しました。

〈2012 年度の実績〉

- ・説明会の開催 9 回
- ・節電実績

夏：オフィス系の職場で 2010 年度比約 22%（目標 15%）削減

冬：オフィス系の職場で 2010 年度比約 16%（目標 10%）削減

【みどり・都市環境室 06-6210-9549】



照明スイッチに部分消灯の範囲を明示

再生可能エネルギー等の普及

■エネルギー対策の推進【新規】

[231, 443 千円]

(目的)

エネルギーの地産地消を目指した新たなエネルギー社会の構築。

(内容)

「エネルギー消費の抑制」、「電力ピーク対策の促進」、「再生可能エネルギーの普及拡大」を取り組みの基本方針として、必要性、緊急性が高いと判断した施策に取り組むとともに、府市エネルギー戦略会議での議論や府環境審議会の答申などを踏まえ、中長期的な施策の方向性について検討を進めました。

〈2012 年度の実績〉

- ・府市エネルギー戦略会議：23 回開催（H25.2.8 開催の府市統合本部会議に『府市エネルギー戦略の提言（案）』が報告された。）
- ・府環境審議会新たなエネルギー社会づくり検討部会：8 回開催（H24.11.19 答申）
- ・住宅用太陽光発電設備設置特別融資事業：融資実績 280 件
- ・コージェネレーションシステム等稼働支援事業：補助実績 4 件（13,965 kW）
- ・都市インフラを活用した企業技術支援事業：公募により 3 社の事業者決定
- ・太陽光パネル普及啓発事業：登録事業者 3 社
- ・泉大津大規模太陽光発電施設設置事業：公募により事業者決定
- ・大阪府温暖化の防止等に関する条例の一部改正
- ・府市で国等へ申し入れを実施
- ・関西広域連合エネルギー検討会への主体的な参画

【エネルギー政策課 06-6210-9288】

Ⅱ－２ 資源循環型社会の構築

《2020年度の目標》

資源の循環をさらに促進する。

- ・【一般廃棄物】リサイクル率を倍増する。(2008 年度比)
- ・【産業廃棄物】最終処分量を 48 万トン以下にする。

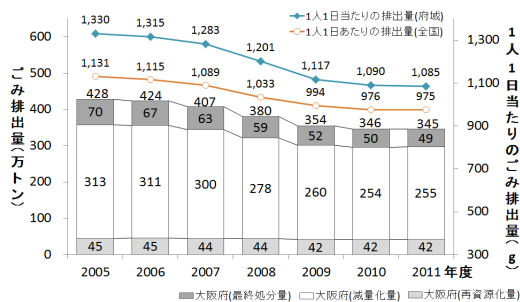
リサイクル社会を実現するための府民行動を拡大する。

- ・リサイクル製品を購入している府民の割合を倍増する。(2009 年度府民アンケート 34.3%)
- ・資源物*を分別している府民の割合を概ね 100%にする。(2009 年度府民アンケート 89.4%)

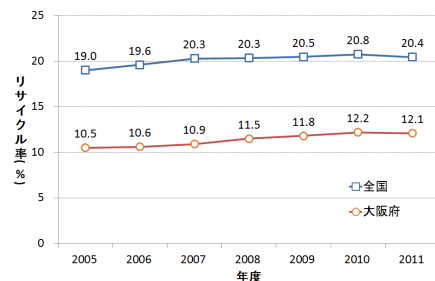
*ペットボトルや空き缶、古紙等。

《目標に対する現状》

- 2011 年度の一人一日あたりの一般廃棄物の排出量(1,085g/人日)、リサイクル率(12.1%)は、全国的に見てよいとはいえない状況です。その原因のひとつとして、一般廃棄物の排出量に占める事業系ごみの割合が多いことが挙げられます。

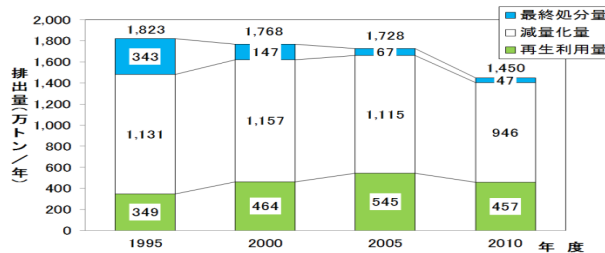


一般廃棄物排出量の推移



一般廃棄物のリサイクル率の推移

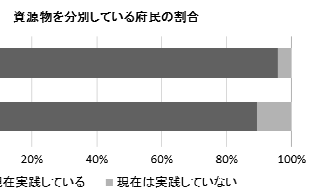
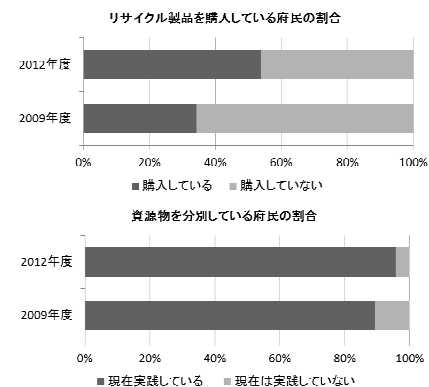
- 2010 (平成 22) 年度に府内から排出された産業廃棄物は 1,450 万トン、そのうち再生利用量は 457 万トン、最終処分量は 47 万トンとなっています。



産業廃棄物の最終処分量等の推移

注) 四捨五入しているため、合計が合わない場合がある。

- 府民の約 54%がリサイクル製品を購入しており、約 96%が資源物*を分別しています。(2012 年度府民アンケート結果)



*ペットボトルや空き缶、古紙等

●施策の方向

生産・流通、消費、再生・処理、最終処分の各段階における資源の循環に向けた取組みを促進し、資源循環型社会の構築を目指します。

- 再生原料・再生可能資源の利用促進
- 廃棄物排出量の削減
- リサイクル率の向上
- 最終処分量の削減
- 廃棄物の適正処理の徹底

2012 年度の主な施策・事業と実績

[]内の数字は 2012 年度の決算額

■循環型社会推進計画の推進

[1,399 千円]

(目的)

大阪府循環型社会推進計画に定めたりサイクルや廃棄物の減量化等に係る目標を達成すること。

(内容)

2011 年度末に策定した大阪府循環型社会推進計画に基づき、府内における資源の循環的利用を促進し、再生利用率の向上、最終処分量の削減等を進め、これらの指標の全国ワースト 1 からの改善を目指しました。

市町村の主体的な取組みを支援するための情報提供をはじめとする施策を総合的に実施しました。

〈2012 年度の実績〉

- ・進行管理表を作成するために、各市町村のごみの排出状況を遡って整理し、排出量の削減等に効果のある市町村の施策を把握しました。
- ・全市町村を対象として、ブロックごとに循環型社会推進計画の説明会を開催し、目標達成に向けた取組要請を行いました。

【循環型社会推進室 06-6210-9566】

再生原料・再生可能資源の利用促進

■再生品普及促進事業

[461 千円]

(目的)

資源の循環的な利用の促進と循環型社会の形成に寄与する事業を営む事業者を育成すること。

(内容)

生産段階における循環資源（廃棄物等）の利用を促進し、資源のリサイクルをより一層進めるとともに、循環型社会の形成に寄与するリサイクル関連産業を育成するため、2004 年度から府内で発生した循環資源を利用し、日本国内の工場で製造したリサイクル製品であって、一定の基準を満たすものを「なにわエコ良品（大阪府認定リサイクル製品）」として認定しました。

2012 年度も引き続き、その普及啓発・利用促進を図るとともに、年 2 回の認定を実施しました。（認定申請受付は 6 月、11 月）

また、インターネットショップ「なにわエコ良品ショップ」において、企業のリサイクル活動の紹介など環境に関する情報発信などにも取り組みました。

〈2012 年度の実績〉

- ・認定リサイクル製品数 281 件（2012 年度末）
- ・リサイクル製品を購入している府民の割合 53.8%（2012 年度）

【循環型社会推進室 06-6210-9567】



ネキスポ関西での
なにわエコ良品展示状況

リサイクル率の向上

■容器包装リサイクルの推進

[69 千円]

(目的)

「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（容器包装リサイクル法）」に基づき、府内における容器包装廃棄物の発生抑制や再商品化を促進すること。

(内容)

「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（容器包装リサイクル法）」に基づき、第6期大阪府分別収集促進計画（2011～2015年度）の円滑な実施を図りました。

また、市町村の分別収集の実施状況やリサイクル施設の整備状況を把握し、分別収集や再商品化の促進に必要な収集体制、処理に関する改善方策等について情報提供に努めるなど、市町村に対する技術支援を行いました。

〈2012 年度の実績〉

- ・分別収集の計画達成率 （2010 年度→2011 年度）
85.3%→88.0%
- ・分別収集の実績量 （2010 年度→2011 年度）
166,034 トン→165,278 トン



容器包装リサイクルの現場

【循環型社会推進室 06-6210-9567】

廃棄物の適正処理の徹底

■P C B 廃棄物適正処理推進事業

[- 千円]

(目的)

ポリ塩化ビフェニル廃棄物を適正に保管するとともに、確実かつ適正な処理を推進すること。

(内容)

「大阪府P C B 廃棄物処理計画」（2004 年 3 月策定）に基づき、近畿ブロック関係府県市と協力して適正処理を推進するとともに、保管事業場への立入検査等により、保管廃棄物の適正管理の徹底を図りました。

また、中小企業によるP C B 廃棄物の処理を推進するため、国と都道府県が、（独）環境再生保全機構に拠出したP C B 廃棄物処理基金を通じて、中小企業が負担するP C B 廃棄物処理費用の軽減を図りました（これまで積み立てた基金の残高により助成事業に支障がないため、基金への拠出は行っていません）。

〈2012 年度の実績〉

J E S C O大阪事業所の処理対象である高圧機器等の処理進捗率
2013 年 3 月末： 73%



P C B（コンデンサ）保管状況の立入検査

【環境管理室 06-6210-9583】

■産業廃棄物の不適正処理の根絶

[15,490 千円]

（目的）

排出事業者や処理業者への指導を徹底し、廃棄物の不適正処理根絶を図ること。

（内容）

産業廃棄物の野積みや野外焼却等の不適正処理の根絶を図るため、排出事業者や処理業者に対し、産業廃棄物管理票（マニフェスト）の交付の徹底や適正処理の指導を強化するとともに、土地所有者等への土地の適正管理等の啓発・指導により不適正処理の未然防止を図りました。また、警察との連携等により廃棄物処理法と循環型社会形成推進条例を効果的に運用し、不適正処理の根絶を図りました。



産業廃棄物の不適正処理現場
（野外焼却）

＜2012 年度の実績＞

不適正処理件数（2011 年度→2012 年度）

316 件→307 件

（うち 2012 年度新規事案については当該年度中に 75%以上解決）

【循環型社会推進室 06-6210-9570】

Ⅱ－３ 全てのいのちが共生する社会の構築

《２０２０年度の目標》

生物多様性の府民認知度を７０％以上にする。

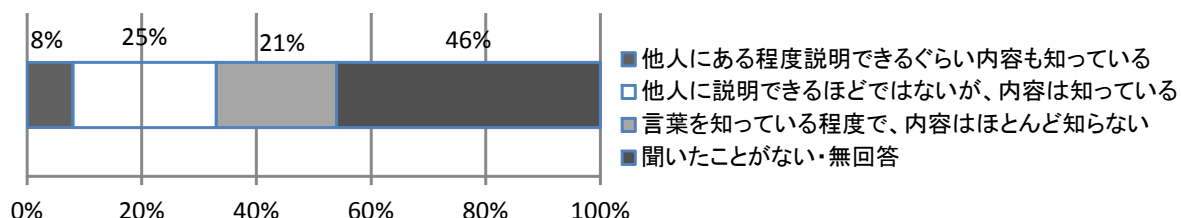
生物多様性の損失を止める行動を拡大する。

- ・ 活動する府民を３０％増加する。(2009年 約７万人)
- ・ 保安林や鳥獣保護区等の生物多様性保全に資する地域指定を新たに２,000ha 拡大する。

《目標に対する現状》

- 生物多様性に関する府民の認知度（「他人にある程度説明できるぐらい内容も知っている」と「他人に説明できるほどではないが、内容は知っている」と回答した割合）は約３３％です。

(2012年度大阪府民アンケート結果)



- 生物多様性の損失を止める活動に参加した府民は約２１万人(2012年度)です。

おおさか山の日(山に親しむ推進月間)イベントの参加者 約８７,000人
(2012年度)

共生の森づくり、自然環境・里山保全活動の参加者 約６,000人

アドプトリバー、河川清掃活動の参加者 約６１,000人 など

- 保安林や鳥獣保護区等の生物多様性保全に資する地域指定は８３,５２０ha(2013年３月末)です。

生物多様性の保全に資する地域指定状況

名称	指定面積(ha)	名称	指定面積(ha)
保安林	16,991	自然環境保全地域	38
鳥獣保護区	12,801	緑地環境保全地域	32
府立自然公園	3,541	特別緑地保全地区	2
国定公園	16,498	自然海浜保全地区	22
近郊緑地保全区域	33,580	国・府指定天然記念物	15
		合計	83,520

●施策の方向

生物多様性についての府民理解を促進し、生物の生息環境の保全と回復への行動を促進します。

- 生物多様性の重要性の理解促進
- 生物多様性に配慮した行動促進
- 府民と連携したモニタリング体制の構築
- 生物多様性保全に資する地域指定の拡大
- エコロジカルネットワークの構築推進

○府民の理解促進

■世界の生物多様性保全に貢献

- ・ 大消費地として生物多様性配慮行動を促進

□府域の生物多様性を向上

- ・ 府域の現状評価
- ・ 地域指定の拡大
- ・ 保全活動の拡大
- ・ 水とみどりのつながりの拡大

生物多様性の保全

生物多様性の重要性の理解促進

■天然記念物イタセンパラの保護増殖及びこれを利用した普及啓発事業

[6,935 千円]

（目的）

天然記念物の淡水魚イタセンパラの野生復帰の試みを通じ、種の保全技術の集積等を図るとともに観察会等の開催により生物多様性の重要性についての理解を深めること。

（内容）

府に生息する天然記念物の淡水魚イタセンパラは、2005 年度以降、生息が確認されていません。そこで、2011 年度、環境農林水産総合研究所水生生物センターでは、国土交通省・淀川河川事務所と共同で、センター内で飼育しているイタセンパラを淀川に放流し野生復帰を試みました。

2012 年度は、自然での繁殖状況の確認、繁殖に必要な二枚貝の生息状況調査、生息に脅威を与えている外来生物の生態や駆除及び魚病に関する調査研究を行いました。また、当センター内のピオトープ池にイタセンパラを放流し、親子等府民を対象とした観察会の開催、小中学校等へのイタセンパラの出張展示や出前講座を実施し、生物多様性の重要性について普及啓発を行いました。



イタセンパラ（上）
観察会の様子（下）

〈2012 年度の実績〉

- ・外来魚駆除の研究成果を用いて集中的に駆除を行った水域では、在来種の種類や個体数が急速に回復していることを確認しました。
- ・自然でのイタセンパラの繁殖を確認しました。個体数が倍増し、現段階において野生復帰が成功しました。
- ・イタセンパラの観察会（1 回実施）では 100 名、小中学校の出前授業（2 回実施）では 150 名、出張展示では約 2,100 名に生物多様性の重要性を啓発しました。
- ・市民ネットワークによるイタセンパラの野生復帰を支援する取り組み（13 回実施）に延約 1,600 名が参加しました。

【みどり・都市環境室 06-6210-9557, 9549】

【水産課 06-6210-9612】

（実施：環境農林水産総合研究所）

■レッドデータブック改訂・活用推進事業【新規】

[162 千円]

(目的)

レッドデータブックの見直し作業を行い、大阪の生物多様性に関する情報の収集と普及啓発を行うこと。

(内容)

大阪の生物多様性に関する情報の収集活用と普及啓発を行うため、府内の生物多様性に関する知見を有する大学、研究機関、NPO等が連携して創設した「大阪生物多様性保全ネットワーク」と協働してレッドデータブックの見直し作業を行いました。



希少種のヒロオビミドリシジミ

〈2012 年度の実績〉

府内の野生生物の生息・生育状況の基礎調査を行い、
レッドデータブックの見直し作業を行いました。

【みどり・都市環境室 06-6210-9557】

生物多様性に配慮した行動促進

■森林資源モニタリング事業

[1,302 千円]

(目的)

ナラ枯れ被害の拡大状況・収束状況を把握することにより、今後の効果的な駆除対策に活用すること。

放置竹林対策の知見とするため、タケ伐採後の再生量及び植生遷移をモニタリングすること。

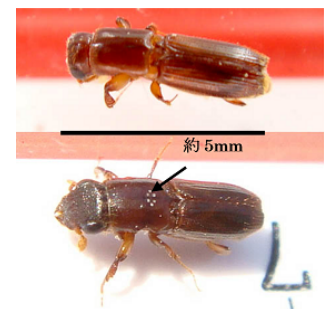
(内容)

ナラ枯れについて、被害木の伐倒駆除などの防除対策を講じていますが、被害は拡大しています。被害の拡大状況を把握するため、モニタリング調査を行うとともに、管理状況が異なる調査地での被害の推移をモニタリングしました。

また、放置竹林を伐採した後の植生遷移について知見を得るため、管理の履歴や伐採処理の方法の異なる調査地においてモニタリングを行いました。

〈2012 年度の実績〉

- ・2010 年度にナラ枯れ被害が見られた2市3箇所、2012 年の新たな被害状況及び過年度の被害木の経過調査を実施しました。その結果、ナラ枯れによる枯損木の多い調査地において、照葉樹林化の進行が示唆されました。
- ・2市で竹林を皆伐後、再生量及び植生遷移の調査を実施しました。その結果、伐採後、細いササ状の再生竹の密生が見られました。また、表土を用いた発芽試験をしたところ、全試験区とも同様に発芽が見られ、多様な植生遷移の可能性が示唆されました。



カシナガのオス(上)とメス(下)

【みどり・都市環境室 06-6210-9559】

(実施：環境農林水産総合研究所)

府民と連携したモニタリング体制の構築

■共生の森づくり活動支援事業

[6,259 千円]

(目的)

堺第7－3区産業廃棄物最終処分場において、自然再生のシンボルとなる共生の森を整備し、府民・NPO・企業等多様な主体との協働による森づくり活動を支援すること。

(内容)

自然の少ない大阪ベイエリアにおいて、野鳥や小動物の生息する草地や水辺などに森林が介在する大規模な“みどりの拠点”を創出するために、堺第7－3区産業廃棄物処分場の一部「共生の森（約100ha）」において、自然の力を活かしながら府民、NPO、企業など多様な主体との連携による植栽、草刈、間伐等の森づくり活動と、自然環境のモニタリング調査、自然とのふれあい体験や自然観察といった自然環境学習等を実施しました。



共生の森での植樹の様子

〈2012 年度の実績〉

- ・参加人数：1,613 人／年
- ・多様な自然環境の創出：1.6ha

【みどり・都市環境室 06-6210-9557】

生物多様性保全に資する地域指定の拡大

■農空間保全地域制度の推進

[79,846 千円]

(目的)

農空間の公益的機能を発揮させるため、遊休農地の解消等、府民の幅広い参加で農空間を守り育てる取組みをすすめること。

(内容)

「大阪府都市農業の推進及び農空間の保全と活用に関する条例」に基づき、農空間の公益的機能を発揮させるため、遊休農地の解消等、府民の幅広い参加で農空間を守り育てる取組みをすすめました。



農家・地域住民による道普請

〈2012 年度の実績〉

遊休農地の解消 49.5ha

【農政室 06-6210-9601】

Ⅱ－４ 健康で安心して暮らせる社会の構築（１） ～良好な大気環境を確保するために～

《２０２０年度の目標》

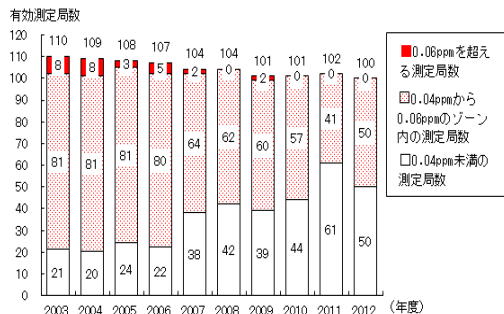
大気環境をさらに改善する。

- ・ 二酸化窒素の日平均値 0.06ppm 以下を確実に達成するとともに、0.04ppm 以上の地域を改善する。
- ・ 微小粒子状物質（PM2.5）の環境保全目標（環境基準）を達成する。
- ・ 光化学オキシダント濃度 0.12ppm（注意報発令レベル）未満を目指す。

《目標に対する現状》

- 二酸化窒素は、改善傾向にあり、環境保全目標（１時間値の１日平均値が 0.04～0.06ppm のゾーン内、またはそれ以下）の上限値 0.06ppm を概ね下回るレベルに達し、約 5 割の地域が 0.04～0.06ppm のゾーン内となっています。

一般環境大気測定局と自動車排出ガス測定局の合計

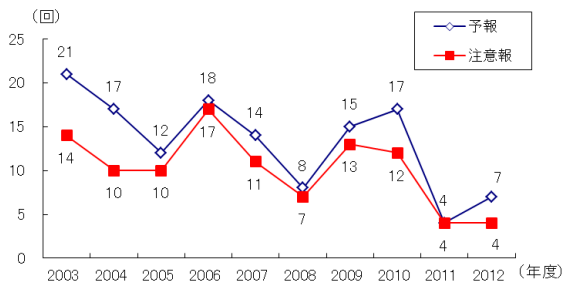


二酸化窒素の環境保全目標達成局数の推移

- PM2.5 は、2009 年 9 月に環境基準が「1 年平均値 $15 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下、かつ、1 日平均値が $35 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下」に定められました。

自動測定機を順次増設し、常時測定局（2012 年度末、府内 41 局）の整備が進みました。また、2012 年度は、有効測定局 33 局のうち 1 局で環境保全目標を達成しました。

- 光化学スモッグ注意報の発令回数は、年度による変動が大きく、増減を繰り返しています。全国的にはこれまで発令のなかった地域で初めて発令されるなど、広域移流の影響も指摘されています。



光化学スモッグの発令回数の推移

光化学スモッグとは

光化学オキシダントの濃度が高くなったとき、気象条件により白くモヤがかかったようになる現象のことです。人体への影響としては、目やのどへの刺激を中心とする被害が報告されています。

PM2.5 とは

大気中に浮遊する粒子状物質のうち、粒径 2.5 マイクロメートル以下の微小な粒子のことです。肺の奥深くまで入り込みやすく、長期的に一定濃度以上吸入すると、呼吸器疾患、循環器疾患等の影響が懸念されるため、環境基準が設定されています。

● 施策の方向

自動車排出ガス対策や工場等の固定発生源対策を推進します。

- 自動車から排出される窒素酸化物 (NOx) と粒子状物質 (PM) の削減対策の推進
- 微小粒子状物質 (PM2.5) の現状把握と対策の検討・実施
- 揮発性有機化合物 (VOC) の排出削減
- 建築物の解体工事に伴うアスベストの飛散防止対策の徹底

■大気汚染物質排出量の削減 ～工場等の規制・指導～

[1,614 千円]

(目的)

大気環境基準を達成するため、大気汚染防止法、及び府生活環境保全等に関する条例に基づき工場・事業場（以下「工場等」という。）に対して大気汚染物質の排出規制を行うこと。

(内容)

大気環境基準を達成するため、大気汚染防止法及び大阪府生活環境保全等に関する条例に基づき工場等に対して大気汚染物質の排出規制を行ないました。

法・条例に基づくばい煙発生施設・届出施設等の設置は事前の届出に基づき、ばい煙（NO_x、SO_x、ばいじん等）、揮発性有機化合物、一般粉じん、特定粉じん等について排出基準、設備構造基準に適合しているかを審査し、必要に応じ指導を行ないました。

工場等に対する立入検査は、法・条例による規制の実効性を確認するため、届出された施設、処理施設、使用燃料等の検査を行なうとともに、事業者の自主測定結果や点検結果等の報告をもとに適正な指導を行ないました。また、規制基準の適合状況を確認するため、排ガスや燃料等の行政測定を実施しました。



検査のために処理施設から排ガス採取

〈2012 年度の実績〉

- ・対象事業所（約 1,500 事業所）にのべ 1,000 回以上の立入検査を実施
- ・大規模排出事業所 NO_x 測定 1 事業所
- ・使用燃料等測定 9 事業所

【環境管理室 06-6210-9581】

自動車から排出される窒素酸化物(NO_x)と粒子状物質(PM)の削減対策の推進

■自動車排出ガス総量削減計画の推進（進行管理・次期計画の策定）

[16,221 千円]

(目的)

大阪府自動車 NO_x・PM 総量削減計画策定協議会の関係機関が実施した各種自動車環境施策を点検・評価し、二酸化窒素（NO₂）及び浮遊粒子状物質（SPM）に係る大気環境基準の達成を図ること。また、次期計画を策定すること。

(内容)

前年度の総量削減施策の進行管理を行い、環境性能の優れた自動車（エコカー）の普及促進、自動車走行量の抑制、交通流の円滑化等の諸施策を総合的に推進しました。また、次期計画の策定に向けた調査検討を行いました。



自動車 NO_x・PM 総量削減計画策定協議会幹事会の開催

〈2012 年度の実績〉

- ・2013 年 3 月に府の自動車 NO_x・PM 総量削減計画〔第 3 次〕最終案を作成（策定：2013 年 6 月 21 日）
- ・監視測定局における NO₂・SPM に係る大気環境基準の達成状況の把握
→NO₂・SPM に係る大気環境基準の全局達成
- ・対策地域からの NO_x・PM 排出量の把握
NO_x：15,500 トン、PM：760 トン（2011 年度）

【環境管理室 06-6210-9586】

■流入車対策の推進

[30,816 千円]

(目的)

府内の対策地域内への非適合車の流入を規制することにより、NO_x・PMの排出量を削減し、大気環境基準の継続的・安定的な達成を図ること。

(内容)

NO₂・SPMに係る大気環境基準の継続的・安定的な達成を図るため、大阪府生活環境の保全等に関する条例（2007年10月25日改正条例公布）に基づき、流入車規制を推進しています。

新規登録自動車等を対象に適合車等ステッカーを交付するとともに、規制の実効性を確保するため、立入検査・指導を実施しました。

また、度重なる改善指導に従わず、車種規制適合車等の使用義務違反を繰り返す事業者に対し、条例に基づき使用命令を発令し、氏名等を公表しました。



流入車規制検査



適合車ステッカー

〈2012年度の実績〉

- ・ステッカー交付枚数：約 8.2 万枚（累計約 112.2 万枚）
- ・立入検査：54 回、約 4,600 台を検査（累計 247 回、約 21,600 台）
- ・他府県などから流入する非適合車の割合が大幅に減少
（条例制定前の 2007 年度：17%→2012 年度：1% ※普通貨物自動車における割合）

【環境管理室 06-6210-9587】

微小粒子状物質（PM2.5）の現状把握と対策の検討・実施

■微小粒子状物質（PM2.5）の常時監視と情報発信

[7,625 千円]

(目的)

PM2.5 について効果的な対策を行うため、常時監視を行い、府民に分かりやすく提供するとともに、環境測定データの解析を行うこと。

(内容)

環境大気中の微小粒子状物質（PM2.5）について、自動測定機による連続測定を行うとともに、地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究所と連携して成分分析を行うなど実態を把握しました。また、粒子状物質全体の削減対策を着実に進めました。

さらに、府民の安全・安心を確保するため、PM2.5 の情報を分かりやすく発信するとともに、国の指針に基づく注意喚起を行うための体制整備やシステム整備を行いました。



PM2.5 自動測定機

〈2012年度の実績〉

- ・環境濃度の把握に向けた測定体制の整備、自動測定機による連続測定（府管理 17 局、うち一般局 11 局、自排局 6 局）
- ・環境大気中の微小粒子状物質の状況把握（成分分析）

府内 3 地点（年 4 回測定）

【環境管理室 06-6972-7632】

揮発性有機化合物（VOC）の排出削減

■光化学オキシダント・VOC対策の推進

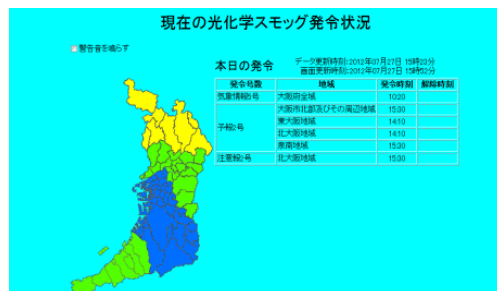
[589 千円]

(目的)

府民の健康を守るため、光化学スモッグの原因物質の一つである VOC（揮発性有機化合物）の排出量を削減すること。

(内容)

PM2.5 や光化学スモッグの原因の一つである VOC の排出量を、法・条例による排出規制や化学物質管理制度を用いた自主的取組などを促進することにより削減しました。光化学スモッグ発令時における府民への周知、緊急時対象工場へのNO_xやVOCの削減要請を行いました。



光化学スモッグ発令画面

＜2012 年度の実績＞

- ・VOC 届出排出量の削減
2010 年度 10.7 千トン
2011 年度 10.3 千トン
- ・緊急時対象工場へのNOx削減要請
2012 年度 のべ 1,187 件

【環境管理室 06-6210-9577】

建築物の解体工事に伴うアスベストの飛散防止対策の徹底

■アスベスト飛散防止対策の推進

[1,364 千円]

(目的)

府民の健康を守るため、大気汚染防止法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく立入検査、石綿濃度測定等を行い、建築物等の解体・改造・補修に係るアスベスト飛散防止の徹底を図ること。

(内容)

中皮腫や肺がんなどの原因となるアスベストから府民の健康を守るため、大気汚染防止法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく立入検査、石綿濃度測定等を行い、建築物等の解体・改造・補修に係るアスベスト飛散防止対策の徹底を図りました。

特に、6月と12月を「アスベスト飛散防止推進月間」と位置づけ、解体現場パトロールを実施するとともに、6月には、関係団体の参画による会議や府民・事業者を対象としたセミナーを実施するなど、重点的な取り組みを行いました。



解体現場立入検査

〈2012 年度の実績〉

アスベストの飛散の未然防止

・解体現場パトロール：4 回(137 現場)、セミナー：1 回

【環境管理室 06-6210-9581】

■石綿健康被害救済促進事業

[47,000 千円]

(目的)

アスベストが原因で中皮腫や肺がん等の疾病に罹患した被害者の救済のための基金への拠出を行うこと。

(内容)

アスベスト健康被害者の救済のため、2006 年2月に制定された「石綿による健康被害の救済に関する法律」に基づき、(独)環境再生保全機構に創設された石綿健康被害救済基金に対し、国・他都道府県・事業者とともに拠出し、救済制度の円滑な運用を図りました。

〈2012 年度の実績〉

救済制度の円滑な運用

＜参考＞救済基金への拠出 4,700 万円

【環境管理室 06-6210-9581】

Ⅱ－４ 健康で安心して暮らせる社会の構築（２）

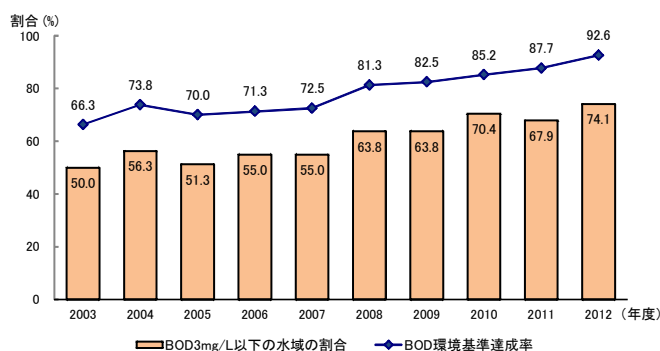
～良好な水環境を確保するために～

《２０２０年度の目標》

- ◇ 人と水がふれあえ、水道水源となりうる水質を目指し、水環境をさらに改善する。
 - ・ BOD（生物化学的酸素要求量）3mg/L 以下（環境保全目標の B 類型）を満たす河川の割合を 8 割にする。
- ◇ 多様な生物が棲む、豊かな大阪湾にする。
 - ・ 底層 DO（溶存酸素量）5mg/L 以上（湾奥部は 3mg/L 以上）を達成する。
 - ・ 藻場を造成する。（藻場面積 400ha を目指す）

《目標に対する現状》

- 河川の水質は、工場・事業場の排水処理対策や下水道の整備等によって全体的に改善傾向がみられます（BOD3mg/L 以下を約 7 割の水域で達成）。

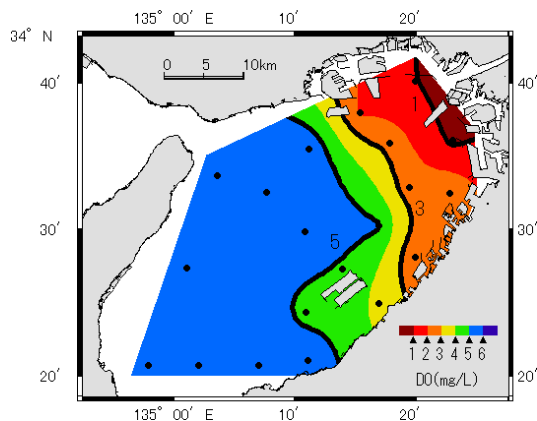


府内河川における BOD の環境保全目標達成状況及び BOD3mg/L 以下の水域の割合の推移

- 大阪府の海岸は、埋立てや海岸整備等により自然海岸が全体の 1% しかなく、魚介類の産卵・育成に不可欠な藻場、干潟及び海底の砂地が大きく減少しており、自然の浄化機能や、府民が海とふれあう機会が低下しています。

	1978 年度	1989 年度	2012 年度
藻場面積 (ha)	451	287	362

- 夏季に湾奥部や埋立てのための海底土砂採取等で生じた窪地で発生する貧酸素水塊や青潮が水生生物に影響を与えています。



夏季底層 DO の分布図
(2010～2012 年度平均)

出典：地方独立行政法人
大阪府立環境農林水産総合研究所

貧酸素水塊とは
水に溶けている酸素の量が極めて少ない水塊のことです。

● 施策の方向

- 流域の特性に応じた水質、水量、水生生物、水辺等を総合的に捉えて対策を推進します。
- 生活排水の 100%適正処理を目指した生活排水処理対策の促進や総量規制等の工場・事業場排水対策の推進
 - 健全な水循環の保全・再生
 - 大阪湾の環境改善対策の推進

生活排水の 100%適正処理を目指した生活排水処理対策の促進や総量規制等の工場・事業場排水対策の推進

■総量削減計画の進行管理

[2,050 千円]

(目的)

府内から発生し大阪湾に流入する化学的酸素要求量(COD)、窒素(T-N)、りん(T-P)の量を削減し、閉鎖性水域である大阪湾の水質改善を図ること。

(内容)

閉鎖性水域である大阪湾の水質改善を図るため、第 7 次総量削減計画に基づき、2014 年度を目標年度として、府内から発生し大阪湾に流入する化学的酸素要求量(COD)や窒素(T-N)、りん(T-P)の量を削減しました。



事業場排水の実態調査

〈2012 年度の実績〉

発生負荷量削減の進捗管理

(参考) COD、T-N、T-P の発生負荷量

2010 年度 COD 67t/日、T-N 63t/日、T-P 4.1t/日

2011 年度 COD 65t/日、T-N 62t/日、T-P 3.8t/日

【環境管理室 06-6210-9577】

■水質汚濁負荷量の削減 ～工場等の規制・指導～

[6,061 千円]

(目的)

河川や大阪湾における良好な水環境の確保と有害物質による地下水汚染の防止を図ること。

(内容)

河川や大阪湾における良好な水環境を確保するため、水質汚濁防止法、瀬戸内海環境保全特別措置法、ダイオキシン特別措置法及び府生活環境の保全等に関する条例に基づき、事業場に対して水質汚濁物質等の排出規制を行いました。

法・条例の規制対象施設に義務付けられた事前の設置・変更の届出書の提出内容に基づき、BOD(水質汚濁の代表的な指標)、カドミウム等の排水基準に適合するよう審査・指導を行いました。

また、規制の実効性を確保するため、事業場への立入・採水検査を実施し、排水基準の遵守指導を行いました。



工場への立入検査

〈2012 年度の実績〉

- ・排水基準が適用される全事業場(約 350 事業場)で、採水または立入検査を実施
- ・総量規制で連続測定が義務づけられる事業場(約 50 事業場)のうち 21 事業場で、総量採水検査を実施

【環境管理室 06-6210-9585】

■水質汚濁負荷量の削減 ～生活排水対策の促進～

[282 千円]

(目的)

河川等の良好な水環境を確保するため、生活排水の負荷量の削減を図ること。

(内容)

河川や大阪湾における良好な水環境を確保するため、「大阪府生活排水対策推進会議」を通じ、「市町村生活排水処理計画」の見直し等の際に技術的支援を行い、市町村における下水道や合併浄化槽等の生活排水処理施設の効率的・効果的な整備を促進しました。

また、「大阪府生活排水対策推進月間」(2月)を中心にイベントや街頭啓発を通じて、家庭における生活排水対策の取組みを呼びかけました。



生活排水キャラクター
かっぱ忍者 せせらぎ

〈2012 年度の実績〉

- ・生活排水適正処理率が 2012 年度末で 94.1%と前年度より 0.4 ポイント上昇
- ・イベントへの出展や街頭啓発の実施回数 10 回

【環境管理室 06-6210-9585】

■流域下水道事業の推進

[28, 086, 038 千円]

(目的)

流域下水道の整備を進めることにより、公共用水域の水質改善を促進し、BOD の環境保全目標の達成率の向上及び閉鎖性水域の富栄養化の軽減を図ること。

(内容)

大阪湾や河川等の公共用水域の水質改善のため、流域下水道の幹線管渠、ポンプ場、水みらいセンター(下水処理場)の整備を推進しました。

また、水みらいセンターにおいては、富栄養化の原因である窒素・リン等を除去する高度な水処理施設の整備を推進し、水みらいセンターとポンプ場においては、合流式下水道の改善を推進しました。



水みらいセンター

〈2012 年度の実績〉

- ・北部水みらいセンターの水処理施設(27,700m³/日)運転開始。
- ・穂積ポンプ場・深野北ポンプ場の合流式下水道改善施設運転開始。

【下水道室 06-6944-6794】

■浄化槽整備事業の推進

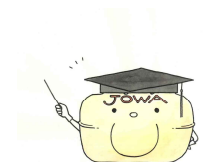
[15, 148 千円]

(目的)

生活排水対策やトイレの水洗化による生活環境の改善のために、合併処理浄化槽の整備を推進すること。

(内容)

生活排水対策やトイレの水洗化による生活環境の改善に効果的な浄化槽の設置を促進するため、個人が浄化槽を設置する際の費用の一部を助成する「浄化槽設置整備事業(個人設置型)」及び市町村が主体となって各戸に浄化槽を整備し、住民から使用料を徴収して管理運営する「浄化槽市町村整備推進事業(市町村設置型)」を実施する市町村に対して、引き続き府費補助金を交付するなど、より一層の浄化槽整備を図りました。



大阪府浄化槽マスコット
キャラクター ジョワ

〈2012 年度の実績〉

- ・個人設置型浄化槽 95 基を設置
- ・市町村設置型浄化槽 57 基を設置

【環境衛生課 06-6944-9181】

大阪湾の環境改善対策の推進

■大阪湾再生

[1,480 千円]

（目的）

大阪湾沿岸の自治体等の関係機関と連携し、大阪湾の水質改善・汚濁防止を図ることにより大阪湾の再生を目指すこと。

（内容）

大阪湾再生推進会議（事務局：近畿地方整備局、国・府県・市等で構成）において策定された「大阪湾再生行動計画」により、関係機関とともに大阪湾再生のための施策を実施しました。また、大阪湾沿岸 23 自治体で構成する「大阪湾環境保全協議会」において、大阪湾の環境保全を啓発しました。

〔大阪湾再生行動計画の主な施策〕

- 陸域負荷削減（総量規制、生活排水対策）
- 海域環境改善（藻場造成、くぼ地修復）
- モニタリング（水質常時監視、大阪湾水質一斉調査）

〈2012 年度の実績〉

常時監視及び大阪湾再生水質一斉調査による大阪湾の水質モニタリングの実施（常時監視 22 地点、一斉調査 55 地点）

【環境管理室 06-6210-9577】



地域住民による海岸清掃活動の様子

■沿岸漁場整備開発事業

[49,550 千円]

（目的）

藻場の造成と稚魚の餌の供給をする餌料培養礁を設置し、水産資源の維持増大と海域環境の回復を図ること。

（内容）

りんくうタウンの田尻町地先海域において、既存増殖場（藻場及び稚魚などの隠れ場、育成場）の岸側に隣接して餌料培養礁（魚介類の餌場）の設置を行いました。

また、造成済の既設増殖場（泉佐野・田尻工区）で、海藻、魚介類、餌料生物などを調査して、増殖場の効果を把握しました。

〈2012 年度の実績〉

- ・餌料培養礁 83 基設置
- ・モニタリング調査（四季）の実施



藻場の様子

【水産課 06-6210-9612】

■海底耕耘事業

[ー 千円]

(目的)

海底を耕耘することで底質を改善し、漁獲量を回復すること。

(内容)

泥・ヘドロが堆積している海底を耕耘することにより酸素を供給し、微生物による有機物の分解を促進して、海底環境の改善・回復を図りました。大阪府漁業協同組合連合会が主体となり、大阪府が調整しながら事業を行いました。



底びき漁船による
海底耕耘風景

〈2012 年度の実績〉

春と秋に2回実施して、概ね 60ha 以上の海底耕耘を実施

【水産課 06-6210-9612】

■魚庭（なにわ）の海づくり大会

[ー 千円]

(目的)

大阪湾の漁業、環境への理解を深めてもらい、豊かな美しい大阪湾を取り戻すため府民へ様々な活動への参加を呼びかけること。

(内容)

水産業に関する啓発イベントを開催し、府民の皆様には大阪湾の環境および漁業への理解を深めていただき、美しく豊かな大阪湾を取り戻すための様々な活動への参加を呼びかけました。また、大阪湾で漁獲された水産物を提供し、「大阪産（もん）」の美味しさを実感してもらい、地産地消を推進しました。



イベントでのタッチングプールの様子

〈2012 年度の実績〉

イベント来場者数延べ 3,000 人

【水産課 06-6210-9612】

Ⅱ－４ 健康で安心して暮らせる社会の構築（３）

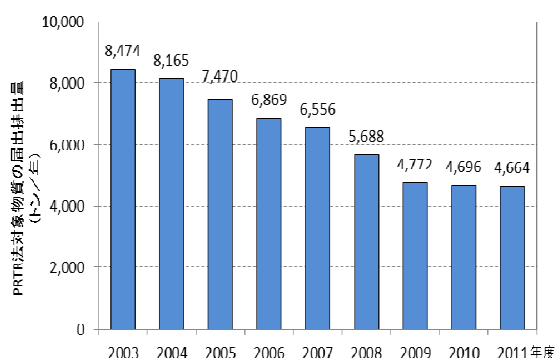
～ 化学物質のリスク管理を推進するために ～

《２０２０年度の目標》

環境リスクの高い化学物質の排出量を 2010 年度より削減する。

《目標に対する現状》

- 府内における PRTR 法対象物質の届出排出量は、着実に減少しています。



府内における PRTR 法対象物質の届出排出量の経年変化

※2010 年度から届出対象物質数が 354 から 462 に変更されました。
※届出排出量の数値は、最新の届出内容に基づき過去に遡って修正しています。(環境省調べ)

- 府内における PRTR 法対象物質の排出量は、全国第 7 位と大きな割合を占めています。(可住地面積当たり排出量では全国第 2 位)

	都道府県	届出排出量	届出外排出量			排出量合計
			事業者	家庭	移動体	
1	愛知県	12,494	7,113	3,343	3,200	26,150
2	東京都	2,129	12,226	2,173	3,512	20,040
3	埼玉県	8,459	4,695	2,668	2,950	18,771
4	神奈川県	7,464	5,832	1,839	2,900	18,035
5	千葉県	6,829	5,309	2,677	2,859	17,674
6	静岡県	9,274	3,513	2,156	2,244	17,187
7	大阪府	4,664	6,908	2,268	2,673	16,514
8	茨城県	7,618	4,976	1,690	2,199	16,483
9	広島県	10,286	2,853	1,401	1,706	16,245
10	兵庫県	8,416	3,782	1,553	2,266	16,017
	その他	96,211	75,046	31,716	42,459	245,432
	合計	173,843	132,254	53,485	68,967	428,549

(環境省調べ)

都道府県別の PRTR 法対象物質の排出量 (2011 年度)

PRTR 法とは

人の健康や生態系に有害なおそれのある化学物質の環境中への排出量等を把握、集計、公表する仕組み。現在 462 物質がこの法律の届出対象として指定されています。

● 施策の方向

環境リスクの高い化学物質の排出削減や人等への悪影響が懸念される化学物質に対する予防的取組みを推進するとともに、府民・事業者・行政等様々な主体の環境リスクについての理解促進を図ります。

- 環境リスクの高い化学物質の排出削減
- 化学物質に関するリスクコミュニケーションの推進
- 残留性有機汚染物質や汚染土壌等の適正管理・処理

2012 年度の主な施策・事業と実績

[]内の数字は 2012 年度の決算額

環境リスクの高い化学物質の排出削減

■環境リスクの高い化学物質の排出削減及びリスクコミュニケーションの推進 [6,769 千円]

(目的)

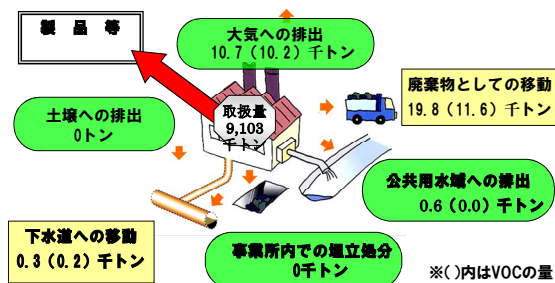
化学物質に係る環境リスクを低減すること。

(内容)

環境リスクの高い化学物質の排出削減を図るため、PRTR法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例(以下本欄において「府条例」という。)に基づき、化学物質の排出量等の届出を受理し、データの集計・公表を行うとともに、事業者に対し指導・助言を行いました。

また、災害時における化学物質のリスクを低減するために、東北の被災地域での被害実態を調査し、その結果を踏まえつつ、大阪府の特性に即した災害時の環境リスク評価を、化学工業等の5業種で実施しました。これらの結果を解析し、事業者が導入・強化すべき新たな災害対策をとりまとめました。

さらに、化学物質の排出削減やリスクコミュニケーションの重要性について、府民・事業者等の理解を深めるため、化学物質対策に関するセミナーを開催し、府民・事業者・行政の対話を推進しました。



2011 年度の府内における化学物質の
届出排出量・移動量・取扱量

〈2012 年度の実績〉

- ・排出量等の届出件数： PRTR 法 1,670 件、条例 1,365 件
- ・化学物質対策セミナー開催： 1 回
- ・事業者が導入・強化すべき、災害時に備えた環境リスク低減対策についてとりまとめを実施

【環境管理室 06-6210-9578】

■大阪エコ農産物認証制度の推進

[11,886 千円]

(目的)

農業の環境への負荷軽減を進め、生産性の調和と農業経営面の採算性に留意した大阪エコ農業を推進すること。

(内容)

近年、農業による環境負荷の軽減が課題となっており、特に、化学合成された農薬及び肥料の使用量の低減に取り組む生産者支援のため、府では農薬の使用回数と化学肥料の使用量を府内の標準の半分以上にして栽培した農産物を「大阪エコ農産物」として認証する制度を推進しました。



大阪エコ農産物認証マーク

〈2012 年度の実績〉

- ・認証面積： 506ha
- ・認証件数： 3,853 件

【農政室 072-957-0520】

■害虫の光応答メカニズムの解明と高度利用技術の開発

[2,400 千円]

(目的)

ナスおよびキュウリにおいて新たな防除技術を開発し、殺虫剤を大幅に削減した安全・安心な農産物の高品質安定生産に貢献すること。

(内容)

府内ではナスやキュウリにミナミキイロアザミウマが発生して問題になっています。この害虫は体長が1mm程度と微小であるため発見しにくく、殺虫剤の効果が低いことから、防除が困難になっています。

そこで、農薬に頼らないミナミキイロアザミウマ防除を目的とし、人工光源を用いた防除法の実用化を行います。そのため、紫外光LEDまたは青色LEDの照射がミナミキイロアザミウマの行動に及ぼす影響を明らかにし、これらの光源を用いた、ミナミキイロアザミウマの誘引・殺虫器具の開発を行いました。



青色LEDトラップ

〈2012年度の実績〉

- ・ミナミキイロアザミウマが青色の可視光に誘引されやすいことを明らかにしました。
- ・この特性を応用して、青色LED導光板を用いてこの害虫を誘引・殺虫する器具の研究を進めました。

【農政室 06-6210-9590】
(実施：環境農林水産総合研究所)

■環境保全型農業直接支援対策

[183 千円]

(目的)

農作物を栽培する際に化学合成農薬と化学肥料を5割以上削減した上で、さらに環境に貢献する取組をする農業生産活動に対して、交付金を直接支払う事で環境に配慮した「大阪エコ農業」を促進すること。

(内容)

農作物を栽培する際に化学合成農薬と化学肥料を5割以上削減した上で、さらに環境に貢献する取組をする農業生産活動に対して、交付金を直接支払う事で環境に配慮した環境保全型農業を促進しました。



生物農薬（チリカブリダニ）放飼の様子

〈環境に貢献する取組の例〉

- ・カバークロップの作付け（稲を栽培する前の水田にレンゲを栽培し土を豊かにする）
- ・草生栽培（みかん等果樹の根元に牧草を栽培し土を保護する）
- ・冬期湛水管理（稲の栽培が終わった後の水田に水を張り続けることで、ドジョウやメダカなどが住む生物環境を保つ）
- ・有機農業（化学合成農薬や化学肥料を全く使わない栽培を行う）

〈2012年度の実績〉

環境保全型農業直接支援対策取組面積：940a

【農政室 06-6210-9590】

残留性有機汚染物質や汚染土壌等の適正管理・処理

■ダイオキシン類対策事業（発生源対策）

[610 千円]

（目的）

排出基準遵守の徹底を図るため、ダイオキシン類対策特別措置法に基づく特定事業場に対して排出規制を行うこと。

（内容）

ダイオキシン類対策特別措置法に基づく規制基準の遵守徹底を図るため、特定事業場に対し、立入検査を実施し、排出基準・設備構造基準に適合しているか等の指導を行いました。また、事業者の自主測定結果の報告を徴収するとともに、その結果について公表しました。

＜2012 年度の実績＞

- ・特定事業場に立入指導するとともに、自主測定結果を 31 事業所（休止施設は測定義務なし）から徴収しました。
- ・行政測定（排ガス）を 3 事業所について行いました。



特定施設の現地確認状況

【環境管理室 06-6210-9581】

■土壌・地下水汚染対策の推進

[494 千円]

（目的）

土壌汚染の早期発見、汚染土壌の適正な管理・処理による周辺住民の健康影響の防止、事業場における土壌汚染の未然防止及び地下水汚染対策を推進すること。

（内容）

土壌汚染による府民の健康影響の防止を図るため、土壌汚染対策法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づき、土地の所有者等が行う土壌汚染の状況調査や汚染の除去等の措置について指導を行いました。

また、土壌・地下水汚染の発生を未然に防止するため、有害物質を使用している事業場に対して、漏洩防止等の措置について指導しました。

＜2012 年度の実績＞

報告された調査・対策が適切な内容になるよう土地の所有者等に対し指導を行いました。また有害物質を使用している事業場に対して、土壌・地下水汚染未然防止策について指導しました。

＜参考＞

- ・形質変更届出件数：55 件
- ・特定施設廃止件数（調査義務指導）：12 件
- ・調査結果報告件数：17 件



汚染土壌掘削工事の
現地確認状況

【環境管理室 06-6210-9579】

Ⅲ 魅力と活力ある快適な地域づくりの推進

大阪は、その魅力と活力に惹かれ多くの人々が暮らし、働き、訪れる地域ですが、一方で、ヒートアイランド現象やいまだ多数の苦情がよせられる騒音・振動等の都市部特有の問題、「みどりが少ない」、「雑然としている」等のマイナスイメージもあります。

今後、日本全体の人口が減少していくなかで、引き続き都市の活力を維持していくためには、快適な生活環境が確保された「暮らしやすい」、「働きやすい」、「訪れたい」都市を目指し、大阪の特徴を活かした質の高い都市環境を創造し、魅力と活力を高めていく必要があります。

～「暮らしやすい」、「働きやすい」、「訪れたい」都市を目指して～

緑と水辺の保全と創造

■みどり※の風を感じる大阪

※みどり：周辺山系の森林、都市の樹林・樹木・草花、公園、農地に加え、これらと一体となった水辺・オープンスペース等



資料：みどりの大阪推進計画

魅力ある景観、歴史的・文化的環境の形成

■魅力ある景観の形成

■歴史的・文化的環境の形成



千早赤阪村下赤阪の棚田の風景



富田林市寺内町の町並



百舌鳥・古市古墳群

快適で安らぎのある都市環境の形成

■騒音・振動の防止

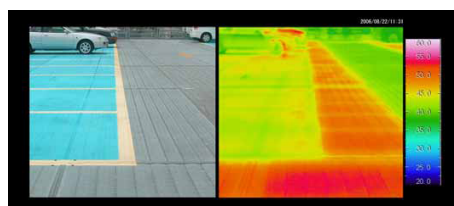
■ヒートアイランド現象の緩和



屋上緑化



駐車場の芝生化



太陽熱の高反射舗装

2012 年度の主な施策・事業と実績

[]内の数字は 2012 年度の決算額

緑と水辺の保全と創造

■「みどりの風促進区域」における緑化の推進

[317,704 千円]

(目的)

「みどりの風を感じる大都市・大阪」実現に向け、海と山を繋ぐみどりの太い軸の形成を通じ、府民が実感できるみどりを創出するとともに、ヒートアイランド現象の緩和や、官民一体となったみどりづくりの取組みを推進すること。

(内容)

海と山を繋ぐみどりの太い軸の形成を通じ、府民が実感できるみどりを創出するとともに、ヒートアイランド現象の緩和や、官民一体となった緑化の取組みを促進するため、「みどりの風促進区域」の取組みを進めました。区域内では、①公共事業の重点化、②民有地の都市計画手法(容積率、建ぺい率の緩和等)による緑化誘導、③樹木の提供など企業とのタイアップによる沿道民有地の緑化促進を取組みの3本柱として、区域内の緑化推進を図りました。



沿道の事業所敷地の緑化

〈2012 年度の実績〉

みどりの風促進区域内での緑化推進

2012 年度末植栽実績 約 3,700 本

- ・民有地緑化実施箇所 42 地区 約 2,500 本
- ・公共緑化実施箇所 約 1,200 本

【環境農林水産総務課 06-6210-9543】

【公園課 06-6944-7594】

■生駒山系花屏風構想の推進

[528 千円]

(目的)

府民と協働で花木や紅葉の美しい樹木等を植えることにより、生駒山系を府民に愛される自然資源として整備し、府民の森林への関心を高め、また、放置森林の問題への理解を深めること。

(内容)

大阪の市街地から見渡せる生駒山系を花屏風に見立て、府民と協働で花木や紅葉の美しい樹木等を植えることにより、府民に愛される自然資源として整備します。

〈2012 年度の実績〉

森林所有者等の協力により、2012 年度において 751 本の植栽を実施し(ヤマザクラ、ミツバツツジ、クヌギ、ヤマボウシ等の郷土樹種)、生駒山系の景観形成に努めることができました。



植樹風景
(生駒山系花屏風構想：交野市)

【みどり・都市環境室 06-6210-9555】

■公立小学校の芝生化推進事業

[86, 052 千円]

(目的)

府民がみどりを実感できる緑化、府民活動による緑化を推進するため、校庭芝生が永続的に維持管理され、地域活性化につながるよう、芝生の維持管理を行う人材を育成し、芝生化が普及・定着すること。

(内容)

地域と学校が一体となっていく公立小学校の運動場の芝生化を推進するため、芝生づくりにかかる経費の一部を補助するとともに、庁内関係部局からなる「芝生サポート隊」により技術サポート等を行いました。

〈2012 年度の実績〉

- ・運動場の芝生化を新たに 17 校で実施
- ・地域コミュニティの活性化
- ・都市部における緑化空間の確保
- ・子どもたちの教育環境の向上

(参考)

参画した地域団体数 92 団体

芝生整備面積 1.4ha



芝生化した学校の様子

【みどり・都市環境室 06-6210-9558】

魅力ある景観、歴史的・文化的環境の形成

■オアシス構想の推進

[496, 132 千円]

(目的)

ため池・水路を核とした水辺環境の保全・創造と地域づくりを推進すること。

(内容)

ため池や水路を農業用施設として活かしつつ、都市生活に“やすらぎ”と“うるおい”を与える地域の貴重な水辺環境資源として、総合的な整備を行うとともに、住民参加による周辺農地を含む農空間の保全・活用を通じた地域の魅力づくりを推進しました。

〈2012 年度の実績〉

- ・府民参加による農空間の資源の保全・活用と、地域力の向上
- ・府内 5 地区でいきいき水路整備事業を実施、1 地区の整備を完了
- ・府内 15 地区でため池整備事業を実施、7 地区の整備を完了



保育園児による北大冠水路
ビオトープでの生き物観察

【農政室 06-6210-9598】

快適で安らぎのある都市環境の形成

■騒音・振動の防止

[15,569 千円]

（目的）

工場・事業場、建設作業及び道路等からの騒音・振動を防止し、生活環境の保全を図ること。

（内容）

幹線道路沿道における騒音に係る環境基準の達成状況を把握するとともに、大阪国際空港及び関西国際空港の周辺地域における航空機騒音に係る環境基準の達成状況を把握し、関係機関と連携して騒音対策の推進を図りました。

また、工場及び建設作業等の騒音・振動の規制権限を有する市町村において規制・指導の徹底が図られるよう、必要な技術的支援を行いました。



道路交通騒音の測定

〈2012 年度の実績〉

- ・道路沿道における環境保全目標の達成率が改善傾向で推移。

（2011 年度 93.5% （評価対象戸数 838 千戸））

- ・航空機騒音の測定を、常時測定 3 地点及び随時測定 4 地点において実施。
うち 4 地点で環境基準達成（2012 年度）

【環境管理室 06-6210-9588】

IV その他（横断的施策・事業）

2012 年度の主な施策・事業と実績

[]内の数字は 2012 年度の決算額

■環境技術コーディネート事業

[645 千円]

（目的）

大阪府内の中小・ベンチャー企業の先進的な環境技術・製品を評価し、広く普及することで、環境保全を図り、かつ環境関連の中小・ベンチャー企業の振興を行うこと。

（内容）

大学や関係機関との連携体制のもと技術相談対応、技術評価・公表（おおさかエコテック）を行ったほか、おおさかエコテックで技術評価を受けた技術・製品の広報をインターネット・展示会出展・セミナー開催等を通じて行いました。

また、信頼性を確保しつつ環境技術・製品の掘り起こしに主眼を置く方向性のもと、運用の見直しを行いました。

〈2012 年度の実績〉

- ・技術評価：1 件
- ・ウェブサイトアクセス数：25 万件
- ・セミナー等：3 回
- ・展示会出展：3 回



おおさかエコテック
ロゴマーク



ゴールド・エコテック
ロゴマーク

環境農林水産総合研究所が実施する技術評価を受けた環境技術には、左のロゴマークの使用が認められます。その中でも環境保全効果等において特に優れていると評価されたものには、右のゴールド・エコテックロゴマークを使用することが認められます。

【環境農林水産総務課 06-6210-9543】

（実施：環境農林水産総合研究所）

■市町村への権限移譲

[- 千円]

（目的）

府民に身近な自治体である市町村が、地域の実情に応じて、自らの責任と判断のもと、環境対策を実施できるよう、大阪発地方分権改革ビジョン（2009 年 3 月）に基づき、府が有する環境分野の規制権限の市町村への移譲を進めること。

（内容）

府の地方分権改革ビジョンに基づき、市町村へ公害規制の権限を移譲しました。

また、市町村が移譲事務を適切に管理・執行できるよう、ガイダンスの実施、研修生の受け入れ、サポートチームによる支援などを行いました。



市町村職員を対象にした
実務研修

〈2012 年度の実績〉

- ・大気汚染防止法（7）、水質汚濁防止法（3）、PRTTR法（6）などを市町村へ権限移譲しました。（カッコ内は 2012 年度に移譲した市町村数）
- ・ガイダンスの実施 2 回
- ・研修生の受け入れ 5 市（延べ 9.5 ヶ月）
- ・サポートチームによる支援の実施

【環境管理室 06-6210-9582】

(目的)

関西広域連合での温室効果ガス削減のための取組みや府県を越えた鳥獣保護管理の取組みといった広域的な環境保全の対策を推進すること。

関西全体における中長期的なエネルギー政策を検討し、推進すること。

(内容)

関西広域連合での温室効果ガス削減のための取組みや府県を越えた鳥獣保護管理の取組みといった広域的な環境保全対策を推進しました。さらに、エネルギー検討会において、関西における中長期的なエネルギー政策の考え方について検討を進めました。

〈2012 年度の実績〉

広域環境保全計画を策定するとともに、下記分野について取組が進められました。

(温室効果ガス削減)

- ・5月1日から10月31日の間「関西夏のエコスタイル」の取組を実施しました。
- ・大阪府内のエコオフィス宣言登録事業所は459事業所(2013年3月末現在)となりました。
- ・関西エコオフィス宣言事業所の中から優れた取組みを募集し、特に優れた取組みに対して、「関西エコオフィス奨励賞」4件、「関西エコオフィス部門賞」2件を選定しました。
- ・関西スタイルのエコポイント事業を、6月から本格実施しました。
- ・電気自動車充電マップの作成、広域観光モデルルートの提案および観光統一キャンペーンの実施、共通化した充電インフラの導入努力や事業者等への推奨など具体策を取り決めました。
- ・クレジットの広域活用に関する施策方針を決定しました。

(カワウ対策)

- ・関西圏におけるカワウの生息・繁殖状況を調査し、広域保護管理計画を策定しました。

(エネルギー)

- ・中長期的なエネルギー政策の検討に係るデータ整理を行いました。

【環境農林水産総務課 06-6210-9542】

【エネルギー政策課 06 - 6210 - 9288】

【みどり・都市環境室 06-6210-9549】

【環境管理室 06-6210-9586】

【動物愛護畜産課 06-6210-9619】

【新エネルギー産業課 06-6210-9484】

【地域主権課 06-6941-1705】

■微小粒子状物質（PM2.5）等の汚染特性及び広域移流に関する研究

[809 千円]

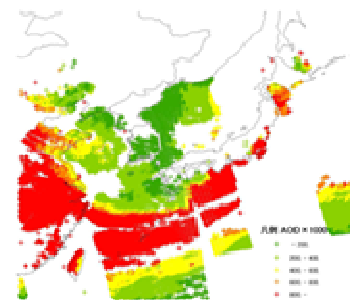
（目的）

微小粒子状物質（PM2.5）や光化学オキシダントの府内における汚染実態の解明及び発生源解析を行い、効果的な対策の策定に寄与すること。

（内容）

府大気汚染常時監視局測定データに加え、国立環境研究所が近畿大学（東大阪市）に設置したライダー観測データとPM2.5測定データを用いて、PM2.5や光化学オキシダントの汚染特性や汚染実態の解明を、国立環境研究所や他の自治体、大学と共同で行いました。PM2.5については、各種の解析手法を用いて、発生源寄与の評価を行いました。

また、東アジア規模の広域移流を観測するため、人工衛星観測データの活用について、国立環境研究所等と共同で取り組みました。



人工衛星 Aqua による黄砂飛来状況
(2010 年 3 月 21 日)

〈2012 年度の実績〉

- ・PM2.5 については、高濃度となった要因について解析を行い、さらに発生源寄与評価の検討を進めました。
- ・光化学オキシダントについては、年平均値濃度増加の要因について解析を行いました。
- ・人工衛星観測データから浮遊粒子状物質（SPM）濃度を予測する方法を開発しました。

【環境管理室 06-6210-9577】
(実施：環境農林水産総合研究所)

■環境マネジメントシステムの推進

[11 千円]

（目的）

府自らの事務・事業に伴う環境負荷を軽減すること。

（内容）

府独自の環境マネジメントシステムを運用するとともに、外部アドバイスの助言等を踏まえ、システムの改善や環境負荷の低減に向けた取組みを継続的に実施し、府庁の環境配慮活動を推進しました。



内部環境監査の様子

〈2012 年度の実績〉

- ・エコ課計画研修会 7 回
- ・内部環境監査 27 所属で実施

【みどり・都市環境室 06-6210-9549】

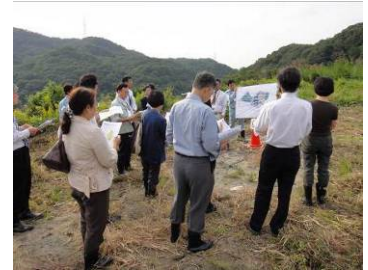
(目的)

環境影響評価法及び大阪府環境影響評価条例に基づき環境アセスメント業務を行うことにより、大規模事業に係る環境保全について適正な配慮がなされることを確保すること。

(内容)

環境影響評価法及び大阪府環境影響評価条例に基づき提出されたアセスメント図書について、縦覧等の手続及び審査を行い、環境に配慮した事業になるようにとの観点からの意見を事業者等に申述しました。

また、アセスメント手続に係る事業者負担の軽減の観点から、アセスメント図書の審査に要する期間を、条例等に定められている期間から、30 日以上の短縮を行いました。



事業計画予定地現地調査

＜2012 年度の実績＞

○アセス図書提出前の事前指導

2012 年度に提出された環境影響評価方法書等 4 件について、事業者、都市計画決定権者に対して、府民にとって分かりやすい図書になるよう、提出前に指導を行いました。

＜指導を行った図書＞

- ・（仮称）淀川左岸線延伸部環境影響評価方法書
- ・よみうり文化センター（千里中央）再整備事業に係る環境影響評価準備書
- ・東部大阪都市計画ごみ焼却場四條畷市交野市ごみ処理施設整備事業に係る環境影響評価準備書
- ・東部大阪都市計画都市高速鉄道京阪電気鉄道京阪本線（寝屋川市・枚方市）に係る環境影響評価書

○審査期間

- ・東部大阪都市計画都市高速鉄道京阪電気鉄道京阪本線（寝屋川市・枚方市）環境影響評価準備書：81 日（39 日間短縮）
- ・よみうり文化センター（千里中央）再整備事業環境影響評価準備書：71 日（49 日間短縮）

【環境管理室 06-6210-9580】